

平田村飲用井戸等水質検査費補助金交付要綱

令和8年3月24日

要綱第12号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本村において、井戸等により確保されている飲用水の安全性を高めるため、飲用水の水質検査に要した費用の一部を、予算の範囲内において飲用井戸等水質検査費補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「飲用井戸等」とは、家事用等の飲用に使用している井戸等をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、本村に住所を有し、又は住所を有する予定の者のうち、単独又は共同利用により飲用井戸等を所有し、若しくは使用している者、又は集会所等の飲用井戸等を所有し、又は借り受けて使用している者とする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、別表に掲げる項目及び水質基準であってトリクロロエチレン及びテトラクロロエチレン等に代表される有機溶剤その他水質基準項目のうち、検査場所周辺の水質検査結果等から判断して村長が必要と認める項目の水質検査に要した経費とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、水質検査に要した費用に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、5,000円を限度とする。

2 補助金の交付は、同一年度内に飲用井戸1か所につき1回に限る。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、平田村飲用井戸等水質検査費補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添付して、村長に提出しなければならない。

(1) 水質検査機関が交付する水質検査結果

(2) 領収書（写し）

(補助金の交付決定等)

第7条 村長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助

金の交付の可否を決定し、平田村飲用井戸等水質検査費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第8条 補助金を請求しようとする者は、平田村飲用井戸等水質検査費補助金請求書（様式第3号）を提出するものとし、村長は、これに基づき補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第9条 村長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者があるときは、当該補助金の交付を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

水質検査項目

項 目	水 質 基 準
一般細菌	1 mlの検水で形成される集落数が100以下であること。
大腸菌	検出されないこと。
亜硝酸態窒素	0.04 mg/ℓ以下であること。
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/ℓ以下であること。
塩化物イオン	200 mg/ℓ以下であること。
有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/ℓ以下であること。
pH値	5.8以上8.6以下であること。
味	異常でないこと。
臭気	異常でないこと。
色度	5度以下であること。
濁度	2度以下であること。

備考 この表における項目名は、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）に規定する項目の一部である。